労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせします。

許可番号	派 25-300284	許可年月日	平成29年11月1日
事業所の名称	株式会社マスト		
事業所の所在地	〒526-0061 滋賀県長近市福	祇園町257-2 アビテ10	1

対象期間

令和7年6月1日 ~ 令和8年5月31日

1. 派遣労働者の数

	令和7年6月1日時点での人数	82名	
2.	2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数		
	派遣先の実数(令和5年6月1日)	1件	
3.	3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項		
	労働者派遣の料金の額の平均(1日8時間/円)	13,200円	
	派遣労働者の賃金の額の平均(1日8時間/円)	9,600円	
マージン率 (小数占第2位以下を四捨五入)		27 27%	

その他

マージン率に含まれる費用

社会保険料(雇用保険:厚生年金・健康保険・労災保険)

· 福利厚生(有給休暇·健康診断等)

• 教育研修費

· 会社運営費用(人件費・賃貸料・広告宣伝費等)

· 営業利益

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

安全教育	初めて当社で就労される方
作業工程・オペレーション訓練	基本作業方法の理解
リーダー研修	新人作業者の方への指導方法

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

送迎バスの利用・社宅の利用

6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定方式を採用

相談窓口 : 090-3357-7528 (河崎)